

荻窪体育館、高円寺体育館及び大宮前体育館指定管理者募集要項に関する質問と回答

No.	項目	質問事項	回答
1	要項 5ページ	トレーニングルームの開場時間延長は、利用者からの申し込みではなく、指定管理者の裁量により延長できるという認識でよろしいでしょうか？	指定管理者は、施設の管理運営に支障がない範囲で、かつ区が認める場合は、開場時間を延長することができます。
2	要項 5ページ	過去3年間の高円寺体育館における臨時休場日を年度別・月別にお示しください。	別紙1を参照してください。
3	要項 7ページ	指定管理料の収入見込に関して、今般のコロナ禍における状況をふまえた計画ではなく、説明会にお話がありましたとおり、施設が開場可能で、従来の入場者数が一定以上見込める状況を想定し、作成する形でお間違いはないでしょうか。	お見込のとおりです。
4	要項 7ページ	「毎年度の指定管理料は、原則として年度途中の補正を行いません。ただし、不可抗力により施設の運営に大きな変更があった場合は、この限りではありません。」について、新型コロナウイルス等の感染症に伴う緊急事態宣言やワクチン接種会場に設定された場合なども、指定管理者側で抗うことが難しい事象のため、不可抗力に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	まず、新型コロナウイルス等の感染症に伴う緊急事態宣言の影響については、原則、不可抗力による協議事項となります。そのうち、区の判断により、休館した場合は協議事項となりますが、時短営業等については時期や規模等にもよるため、補正しない場合も考えられます。また、ワクチン接種会場に設定された場合については、規模や時期等にもよりますが、基本的には補正の協議を行う考えです。

5	要項	7ページ	<p>「毎年度の指定管理料は、原則として年度途中の補正を行いません。ただし、不可抗力により施設の運営に大きな変更があった場合は、この限りではありません。」</p> <p>について、公募説明会にて、収支計画は令和4年度からは通常運営に戻することを想定して作成するようご説明がありましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る施設の休場や時間短縮等を要因とする収入の減少があった場合は、原則として補正を行い、その収入の補填(補正)額について、貴区と協議するという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>なお、令和2年度については、どのような考え方に基づき補填されたのかご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の休館等は、不可抗力による協議事項となります。 ・令和2年度は区の判断により休館した4～5月と6月の施設再開以降とを区分して対応を考えています。 <p>【4・5月分(休館時)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休館中における、以下の経費(実績ベース)を区追加負担額として算出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・休館により休止した業務においても発生する人件費等の固定経費については、その8割。 ・実施した業務(代替業務含む)にかかった経費(光熱水費等含む)については、10割。 ・休館期間以外にもかかる支出(3か月や1年間まとめて支払う経費など)については、月割り、日割りで按分する。 ・自主事業は対象としない。 ○区が支出済みの指定管理料(休館期間中に係る部分を月割り、もしくは日割りで按分)よりも、上記金額が高い場合において、その金額を区が追加で負担。 ○ただし、雇用調整助成金などがある場合には、区が負担する金額から控除した上で最終的な負担金額を算出する。また、負担する上限(支払済の指定管理料も合算)は、事業計画の事業規模(指定管理料、利用料収入等の総額)の9割とする。 <p>【6月以降(施設再開以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金収入等が大きく減少するなど、指定管理者に過大な負担が生じた場合は、指定管理者と協議していくこととしています。
---	----	------	---

6	要項 7ページ	<p>過去の指定管理料等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の実績を確認するため、令和2年度の指定管理料をお示ください。 ・平成30年度の荻窪体育館、令和元年度の高円寺体育館、大宮前体育館の指定管理料が下がっていますが、正確な積算に必要なため、要因をご教示ください。 ・公募説明会で配布された収支実績の中で、自主事業は収支差額が示されていますが、具体的な事業計画策定のため、収入と支出をご開示ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の指定管理料(年額)は以下のとおりです。 荻窪体育館:41,907,000円 大宮前体育館:123,245,000円 高円寺体育館:21,362,000円 ・荻窪体育館は、平成29年度は工事休場(天井工事)による補填の上乗せで、令和元年度は工事休場(機械室・冷温水発生機更新等)による補填の上乗せと新型コロナウイルスの補填のため、30年度の指定管理料が少なくなっています。また、大宮前体育館は令和元年度から指定管理者が切り替わったことによるものです。なお、高円寺体育館の指定管理料は下がっておりません。 ・自主事業の収入・支出については現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
7	要項 8ページ	<p>指定管理施設の諸室にてスポーツ振興事業及び自主事業教室を行う際、諸室の使用料を支払う必要はありますでしょうか。同じく自主事業として設置する自動販売機等に関して、区に納める行政財産目的外の使用料(㎡当たり〇〇円等)はありますでしょうか。</p>	<p>指定管理者が自施設を使用して行う教室については、指定管理者の収入になるため、料金の支払いは不要です。また、自動販売機の設置は行政財産目的外使用ではないため、使用料を別途お支払いいただくことはありません。</p>
8	要項 8ページ	<p>電子複写機及び製版印刷機の直近3か年の収入実績額をご教示ください。</p>	<p>現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。</p>
9	要項 8ページ	<p>大宮前体育館に設置されているトレーニング機器の種類、台数をご教示ください。</p>	<p>大宮前体育館に設置されているトレーニング機器は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有酸素マシン 19台 ・ウェイトマシン 19台 ・フリーウェイト 一式

10	要項	8ページ	自動販売機を設置する場所に制限等はございますでしょうか。 現指定管理者が自動販売機を設置している場合、その台数、設置場所をご教示ください	<p>荻窪体育館、高円寺体育館は制限はなく、大宮前体育館は近隣商店会等へ配慮するため、メイン棟1階への設置は見合わせています。 また、現指定管理者の設置台数、設置場所は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荻窪体育館:1台(玄関ロビー) ・高円寺体育館:2台(2階廊下、さざんかネット端末横) ・大宮前体育館:2台(地下1階)、3台(地下2階)、1台(プール棟1階) <p>※その他、区設置分が2台あるため、計8台設置しています。</p>
11	要項	10ページ	現指定管理者が一部業務を再委託している場合、その業務一覧をご教示ください。	別紙2を参照してください
12	要項	11ページ	4ページ(2)高円寺体育館 構造 地下1階、地上3階建て(体育館部分は2・3階)とありますが、同11ページ区と指定管理者の責任分担中 施設、設備の維持管理、環境保全が責任分担指定管理者となっております。 地下1階、地上1階部分も業務責任分担に含まれますか。	地下1階、地上1階部分は、指定管理者の業務責任分担に含まれません。
13	要項	11ページ	上記、質問番号12の責任分担が含まれない場合、電気設備、給排水衛生設備、空調設備、消防設備、機械警備、植栽、エレベーターはどのように按分(あんぶん)されますか。	電気設備、給排水衛生設備、空調設備、消防設備、敷地外周の1階部分の植栽については、区が別途事業者と契約を締結し、点検業務を行います。ただし、その点検で報告された不具合について、原則130万円以下の小修繕の場合には、指定管理者が負担することになります。また、機械警備、エレベーター、2階部分の植栽の維持管理、環境保全の責任分担は指定管理者が担います。

14	要項	12ページ	消費税率の変更が協議となっていますが、仮に税率変更後、利用料金が値上げされなかった場合、その利用料金の差額分について、区と指定管理者で協議を行うという認識でよろしいでしょうか。	利用料金は消費税率の変更があっても影響は受けません。また、消費税率の変更に伴って、利用料金以外の項目で支出金額が増えた場合は協議事項となります。
15	要項	12ページ	区の政策による、管理運営内容の変更は区のリスクとなっていますが、例えば今般の新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い貴区が休場等を決定した場合で、逸失した収入は、補てんの対象となるという認識でよろしいでしょうか。	区の判断により、休館した場合は、協議事項となります。
16	要項	13ページ	※印波線箇所にある大宮前体育館の温水プールに設置する自動券売機に関して、その賃借料は区によるものか、指定管理者によるものかご教示ください。	指定管理者によるものとなりますので、自動券売機の賃借料も指定管理料に計上してください。
17	要項	14ページ	防災用品(備蓄品等)の期限管理はどのように行っておりますか。	区が備蓄している防災用品は区が管理しますが、指定管理者が用意する防災用品は各自で管理してください。
18	要項	17ページ	新型コロナウイルスの影響で国税又は地方税の徴収猶予申請し、税務署より許可が下りている場合、欠格事項には該当しないという認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
19	要項	17ページ	①応募者の資格 「ア 令和3年4月1日時点で体育施設又はこれに類する施設における管理業務を引き続き2年以上行った実績を有することとします。」とありますが、本件と同類の複数拠点(体育館3館以上、プール1施設以上など)の公共施設の管理業務を指定管理者として2年以上行った実績という認識でよろしいでしょうか。	施設数は問わず、体育施設又はこれに類する施設における管理業務を引き続き2年以上行った実績を有することとしますので、複数拠点でなくても構いません。なお、例示いただいた施設のほか、民間施設の管理実績も含めます。
20	要項	17ページ	①応募者の資格 ・「オ 共同事業体による応募の場合は、上記の実績を有する団体が代表団体又は構成団体に含まれており、実績を有する業務分野を自ら担わなければなりません。」とありますが、代表団体・構成団体双方が実績を有することが望ましいという認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。

21	要項	17ページ	<p>①応募者の資格</p> <p>・次期指定期間から公契約条例が適用されるため、現在の時給単価よりも高くなりますので、差異が発生すると考えられます。同等の職員配置を計画する場合、人件費総額は単価を増やして積算するという認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込のとおりです。
22	要項	18ページ	<p>閲覧資料の備品一覧について、記載のないものは指定管理者が用意することになりますので、公募説明会に閲覧した各施設の備品一覧表以外の備品はないという認識でよろしいでしょうか。ある場合は、それを含めた一覧表をデータでご開示ください。</p> <p>また現指定管理者所有の備品があればお示しください。</p>	公募説明会でお示した備品は、区有備品(購入金額5万円以上)のものに限られます。また、現指定管理者の持ち込み備品については、別紙3を参照してください。
23	要項	18ページ	<p>ア募集説明会とイ現地見学会に欠席した事業者は応募できないということでしょうか。</p>	応募に当たり、現地見学会の参加は必須ではありませんが、募集説明会の参加は必須となります。
24	要項	22ページ	<p>第二次審査 プレゼンテーションの実施にあたって以下についてお示しください。</p> <p>①出席人数 ②発表時間・ヒアリング時間 ③プロジェクターによる資料の映写 ④配布資料の持ち込み</p>	第二次審査の実施方法等の詳細は、第一次審査通過者に対してお知らせします。
25	要項別紙1業務の基準	20ページ	<p>収入・支出項目ともに、区が指定しておりますP21の収支計画見本同様のフォーマットで各館過去3か年報告をご提示お願いいたします。</p>	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
26	要項別紙1業務の基準	20ページ	<p>指定管理がおこなうスポーツ振興事業及び自主事業の教室で使用する施設の使用料は収支計画表(収入・支出)に計上するのでしょうか。</p>	指定管理者が自施設を使用して行う教室については、指定管理者の収入になるため、料金の支払い及び収支計画表への計上は不要です。

27	要項別紙1業務の基準 3ページ	優先使用について、区の行政使用が6か月前、杉並区スポーツ振興財団が行う事業および指定管理者がスポーツ事業実施のため使用は4か月前から使用の予約の運用と記載がございますが、この利用以外に区や地域団体との慣例的な利用がありましたらご教示ください。	大宮前体育館では、利用の少ない多目的室に限り、地域団体の利用があるほか、健康増進プールでは、毎週木曜日に障害者団体の受付を優先するため、スポーツ振興事業及び自主事業の実施を控えています。また、高円寺体育館は令和7年まで震災救援所として使用されるため、年2、3回程度訓練を実施する予定です。
28	要項別紙1業務の基準 3ページ	⑤施設・室場別利用について 温水プール 貸切りとするのは毎週月曜日及び金曜日とし、貸切りとするコースは1コースとするについて ・月曜・金曜は、指定管理者の教室事業はできないという認識でしょうか。 ・現在、木曜日の障がい者団体専用の1コースの貸出枠がありますが、同じく指定管理者の教室事業はできないという認識でしょうか。 ・現行より、指定管理者の事業枠を増やせる枠があれば、お示しください。	教室事業については、お見込のとおりです。また、事業枠については、貸切枠を考慮のうえ提案してください。
29	要項別紙1業務の基準 4ページ	各館の新電力業者利用に関して、資料があれば開示をお願いします。	別紙4を参照してください。
30	要項別紙1業務の基準 4ページ	大宮前体育館に設置されているトレーニング機器類は現指定管理者の持込み備品か、指定管理業務の中で購入設置されたものか、帰属についてご教示ください。	現指定管理者の備品です。
31	要項別紙1業務の基準 4ページ	トレーニングルームの指導員は、常時配置が必要でしょうか。	主任指導員と準指導員を配置し、トレーニングルームを適切に管理運営することを求めているもので、トレーニングルームの開場中はいずれか1名の配置が必要となります。
32	要項別紙1業務の基準 6ページ	施設見学時にカフェの設営は確認できませんでしたが、実際にカフェ運営はどの体育館で実施されているのでしょうか。	大宮前体育館で実施しています。

33	要項別紙1業務の基準 6ページ	各館のLED化実施状況に関して、資料があれば開示をお願いします。	荻窪体育館はアリーナ・武道場以外の部分、高円寺体育館はアリーナ以外の部分について、LED化が未実施です。また、大宮前体育館については別紙5を参照してください。
34	要項別紙1業務の基準 6ページ	日常及び定期清掃範囲に関して、対象範囲となる各施設の床材と㎡及びガラス面積をご教示ください。	別紙6を参照してください。
35	要項別紙1業務の基準 6ページ	各施設の維持管理(機器の保守点検、清掃等)業務に関する点検報告書及び実施報告書をご提示ください。	点検報告書は区への提出義務はありませんので、提示することはできません。閲覧資料としてお示しした設備機器一覧を基に、施設維持管理における「杉並区保守点検業務委託等標準仕様書」を参照してください。また、実施報告書については、別紙7を参照してください。
36	要項別紙1業務の基準 6ページ	カフェの営業日・営業時間については、区民サービスレベルの維持のため、現行と同等以上が必要でしょうか。	営業内容については提案事項となりますので、区民サービスレベルの維持の観点も含め、提案してください。
37	要項別紙1業務の基準 6ページ	温水プールの水抜き清掃の時期と日数をご教示ください。また、水抜き清掃の実施期間中は、全館を休館としているのでしょうか。	12/28～1/4の年末年始休館期間に実施しています。(7日間程度)
38	要項別紙1業務の基準 6ページ	プール内のジャグジーについて、水抜き清掃の頻度をお示しください。	毎日実施しています。
39	要項別紙1業務の基準 6ページ	維持管理業務に携わる設備常駐員は現在配置されていますでしょうか。配置されている場合は、常駐時間(勤務シフト)をご教示願います。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。営業時間中の不測の事態も考慮した人員配置を提案してください。

40	要項別紙1業務の基準	6ページ	大宮前体育館に設置されているカフェの運営状況に関する詳細資料(月別売上、利用客数)がございましたらご教示ください。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
41	要項別紙1業務の基準	6ページ	各施設の維持管理業務の年間管理計画がございましたらご教示ください。	「杉並区保守点検業務委託等標準仕様書」を基に、法令その他に適応した内容で、事業者の判断により計画してください。
42	要項別紙1業務の基準	6ページ	直近3年間の維持管理業務実績(金額・項目)をご教示ください。	維持管理費の実績額は、「募集説明会資料3 収支・光熱水費内訳(平成29年度～令和元年度)」にて“その他管理経費”としてお示ししたとおりです。また、実施項目は別紙7をご覧ください。
43	要項別紙1業務の基準	6ページ	各施設の修繕計画表がございましたらご教示ください。	区では予算等に基づき、年度単位で計画を作成するため、現時点でお示しできるものではありません。
44	要項別紙1業務の基準	7ページ	屋上運動広場の維持管理について、芝刈りは現行通り、年8回程度の実施でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
45	要項別紙1業務の基準	8ページ	スポーツ振興事業としてとして実施するスポーツ教室等について直近3か年度で実施された事業内容・参加料・参加人数をご教示ください。	別紙8を参照してください。
46	要項別紙1業務の基準	9ページ	大宮前体育館におけるカフェスペースの運営は指定管理業務に含まれるか、またその有無に関わらず現指定管理者がどのような運営体制をとっているか(再委託によるものか等)ご教示ください。	カフェスペースの運営は自主事業のため、指定管理事業には含まれません。また、運営体制については現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
47	要項別紙1業務の基準	9ページ	スポーツ教室等の実施枠は本業務の妨げにならない範囲であり、公共性に配慮したものであることですが、現状としての運用状況、週の中で固定した曜日・時間で運用されていればお示しください。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。

48	要項別紙2応募書類一覧 13ページ	7 団体概要(平成 28 年度～ 令和2年度の指定管理等業務の実績書)と記載しているが、指定管理等とは、民間等の運営実績を記載することは可能でしょうか。	民間等の運営実績を記載することは可能です。
49	要項別紙2応募書類一覧 14ページ	直近3期分の財務諸表並びに事業報告等の提出が求められていますが、提出期間までに合わない場合、2017年2018年2019年の提出でよいのでしょうか?また、2020年度の差し替え期限はありますでしょうか	可能な限り最新の報告をお願いします。また、提出期限までに2020年の提出が難しい場合は、お見込みのとおりで問題ありませんが、差し替え期限については個別にお問い合わせください。
50	要項別紙2応募書類一覧 14ページ	直近3年分の法人納税証明書及び消費税納税証明書の提出について提出期間までに間に合わない場合2017年2018年2019年の提出でよいのでしょうか? また、20202年度の差し替え期限はありますでしょうか。	可能な限り最新の報告をお願いします。また、提出期限までに2020年の提出が難しい場合は、お見込みのとおりで問題ありませんが、差し替え期限については個別にお問い合わせください。
51	要項別紙2応募書類一覧	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)に関して、発行日がいつ時点のものまで有効となるかご教示ください。	提出日から3か月以内に発行された証明書としてください。
52	要項別紙2応募書類一覧	誓約書について、共同事業体を構成し応募する場合、提出は代表団体のみでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	要項別紙2応募書類一覧	会社案内の設立趣意書について、作成していない場合パンフレットのみの提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	要項別紙2応募書類一覧	直近3年分の法人税及び消費税納税証明書について「国税その1法人税」「国税その1消費税及び地方消費税」の提出でよろしいでしょうか。新型コロナウイルスの影響により、直近年度の納税証明書には徴収猶予の許可についての内容が備考欄に記載されますが、問題ございませんでしょうか。	問題ありません。

55	要項別紙2応募書類一覧	人員表の提出は写しとありますが、任意様式で問題ないでしょうか。	問題ありません。
56	要項別紙2応募書類一覧	事業計画書は50ページ以内と記載されておりますが、月間の勤務ローテーション等はページ数が膨大になるため、説明資料は50ページには含めないという認識でよろしいでしょうか。	説明資料も含めて換算します。なお、収支に関する説明資料については、「収支計画の内訳及び積算書」でご説明いただいても差支えありません。
57	要項別紙2応募書類一覧	環境への配慮に添付する書類について、各種認証の取得状況の「有」「無」については、共同事業体で応募する場合1社が取得していれば「有」で記載するという認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
58	要項別紙2応募書類一覧	書類はフラットファイルに閉じとございますが、リングファイルでの提出でも問題ないでしょうか。	正本1部はリングファイルでの提出でも結構です。また、副本類は容量が大きくなるためフラットファイルでの提出をお願いします。
59	要項資料2利用実績	一般利用者数並びに団体利用件数等、月別に過去3か年のご提示宜しく願いいたします。	予約者の登録種別について、個人登録者か団体登録者かは記録していませんのでお示しできません。
60	要項資料2利用実績	一般使用に関して、スポーツアドバイザーを配置する時間は表の種目に★の記載がある時間枠のうち、常駐か特定の時間帯のみかご教示ください。またその際は何名体制の配置となるか合わせてご教示ください。	現在の一般使用における指導員の派遣は杉並区スポーツ振興財団による事業のため、派遣する形式については杉並区スポーツ振興財団との協議となります。なお、財団事業とは別に指導員を手配する場合は、体制も検討したうえで、ご提案ください。
61	要項資料2利用実績	各施設の使用数(枠数・率)については、「④優先使用」分も含まれた数値との理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。

62	要項資料2利用実績	各施設に関して、諸室時間帯ごとの利用稼働率をご教示ください。	お示した資料(2施設利用実績③施設使用率)以上の統計データはありません。
63	要項資料2利用実績	荻窪体育館の会議室について、直近3年間の利用状況(減額・免除を含む)をご教示ください。	別紙9を参照してください。
64	要項資料2利用実績	大宮前体育館の会議室について、直近3年間の利用状況(減額・免除を含む)をご教示ください。	別紙9を参照してください。
65	要項資料2利用実績	大宮前体育館の多目的室について、直近3年間の利用状況(減額・免除を含む)をご教示ください。	別紙9を参照してください。
66	要項資料2利用実績	大宮前体育館のトレーニングルーム利用者数について、直近3年間の減額者数をご教示ください。	平成29年度:1387名、平成30年度:1675名、令和元年度:1766名です。
67	説明会資料3収支光熱水費内訳	各施設の消耗品に含まれる品目(手洗洗剤・トイレトペーパー・整備用材)に関して、年間の購入量及び購入実績額を直近3か年分ご教示ください。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
68	説明会資料3収支光熱水費内訳	各施設の支出項目の内、「事業経費」及び「その他管理経費」に含まれる科目をご教示ください。また、直近3か年分の科目ごとの実績金額をお示しください。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
69	説明会資料3収支光熱水費内訳	平成29年度～令和2年度直近月までの電気・水道・ガス等、個別の使用量・使用料金額を月別にご教示ください。また、各供給契約先及び契約内容をご教示ください。	月別の使用量・金額は現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。なお、供給契約先及び契約内容は別紙4を参照してください。

70	説明会資料3収支光熱水費内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・事業経費の内訳をお示ください。指定事業に係る費用という認識でよろしいでしょうか。(可能であれば月別) ・その他管理経費の内訳をお示ください。(可能であれば月別) ・光熱水費(電気・ガス・水道)について、月別の実績(金額・使用量)をお示ください。 ・電気に関して、新電力は導入してもよろしいでしょうか。 	経費は現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。また、新電力の導入は可能ですが、事前に区への協議が必要です。
71	その他	各施設の人員配置状況をご教示ください。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。
72	その他	各施設に関して、コロナ禍に伴い、通常運営時と異なる利用がされている点をご教示ください(大宮前体育館のカフェスペース等)	スポーツ庁ガイドラインや各競技のガイドライン、フィットネス産業協会のガイドライン、外食業の事業継続のためのガイドライン等に基づき、対応しています。例として、受付前の検温、人数制限(教室は通常定員の半数以下)、トレーニング機器の間引き、パーテーション設置、更衣室の消毒等消毒・換気の徹底等の対策を実施しています。
73	その他	次期指定期間中に休館を伴う大規模修繕等の予定があれば対象箇所及び期間をご教示ください。	区では予算等に基づき年度単位で計画を作成するため。現時点でお示しできるものではありません。
74	その他	各施設の防犯カメラ映像出力を弊社に提供いただき、遠隔地から映像監視をする事は可能でしょうか。(防犯目的)	可能です。
75	その他	各施設で現在使用しているシフトデータをいただく事は可能でしょうか。	現指定管理者のノウハウ等に当たるため、開示することはできません。

76	その他	<p>各施設の機械警備の契約期間をご教示ください。 また、機械警備の契約満期後の契約に関して、どのように指定管理者が関わっていくかご教示ください。(入札方法、警備会社の選定方法等)</p>	<p>現行の機械警備については、区が導入した設備を使用し各指定管理者で長期継続契約を結んでおり、次期指定管理期間中も継続されます。なお、指定管理者により設備・契約を変更する場合は既存設備の撤去費用及び新設費用を指定管理者で負担していただく必要があります。</p>
77	その他	<p>各施設に導入されているAEDの契約期間についてご教示ください。</p>	<p>下記の台数は区で契約しているAEDとなりますので、次期指定管理期間中も引き続き配置されます。 (荻窪体育館:1台、高円寺体育館:1台、大宮前体育館:3台) なお、指定管理者が必要と判断する場合は、追加で配置していただいて問題ありません。</p>
78	その他	<p>準備業務・引継業務 ・業務の引継ぎについて、選定後、貴区・現指定管理者・新指定管理者との三者間で定期的な打合せを開催させて頂けるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>業務の引継については、議会で決定後(令和3年10月頃)に、三者で協議します。</p>